

質問に対する回答書
 (件名) 関越自動車道 三芳スマートIC舗装工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書11-1工事用道路の指定及び【1/5】設計図の1/7～3/7の位置図(1)、(2)、(3)	位置図(1)において、②県道56号線が県道126号線と交わる中富交差点まで表記されています。位置図(2)(3)において、盛土場等までの運行経路が表記されていますが、②県道56号線から県道126号線路を通り国道16号線から川越ICに至って、川越ICから鶴ヶ島JCT及び久喜白岡JCTを軽油して久喜ICまで高速道路を使用しそののち、一般道にて盛土場Aに至ると思われます。図面及び特記仕様書には、工事用道路として県道126号線、国道16号線、関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道及び東北自動車道の表記がありません。それぞれの工事用道路としての延長を明示して頂けないでしょうか。B部資材置場においては、白岡菖蒲ICから資材置場までの一般道のそれぞれの延長を明示して頂けないでしょうか。C部資材置場においては、鶴ヶ島ICから資材置場までの一般道の延長をご明示して頂けないでしょうか。また②県道56号線の延長が5,700mと特記仕様書に表記されていますが、Web上の地図上ではありますが3,300m程度のように思われますが如何でしょうか。ご教示ください。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
2	特記仕様書13-1貸与品及び23-16仮設フェンス工	表下に※項目末尾の(A)は設置・撤去、(B)は他工事で設置したものを管理及び撤去するもの示す。とありますが、(A)においては資材の搬入・搬出の費用、(B)においては、搬出の費用はそれぞれ単価項目に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、他工事の引継ぎによるリース品は白岡菖蒲IC資材置場へ運搬するものとし、それらに要する費用を計上すればよいのでしょうか。リース元が資材置場から搬出する費用は見込まなくてよいと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。貸与品の表に含まれない防塵シート、チューブライトやコンパネ等は処分品と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
3	【2/5】設計図〔舗装工(上り線)〕73/88、 【3/5】設計図〔舗装工(下り線)〕1/58及び47/58	73/88の数量表の道路掘削のうち土砂Dが463.9m ³ とありますが、このうち47/58の数量表の道路掘削114.9m ³ を盛土に流用するものと考えてよろしいでしょうか。残りの土砂463.9-114.9=349.0m ³ は上り線にて流用されると考えてよろしいでしょうか。また、土砂Fの82.4m ³ も上り線で流用されるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。